



平成 29 年 8 月 4 日

各 位

会社名 株式会社 極 洋
代表者名 代表取締役社長 今 井 賢 司
(コード番号 1301 東証第一部)
問合せ先 取締役企画部長 木 山 修 一
(TEL. 03-5545-0703)

業績連動型の株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日付にて、当社取締役（社外取締役を除く）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 27 日開催の第 94 回定時株主総会において決議されましたが、「本信託」の詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

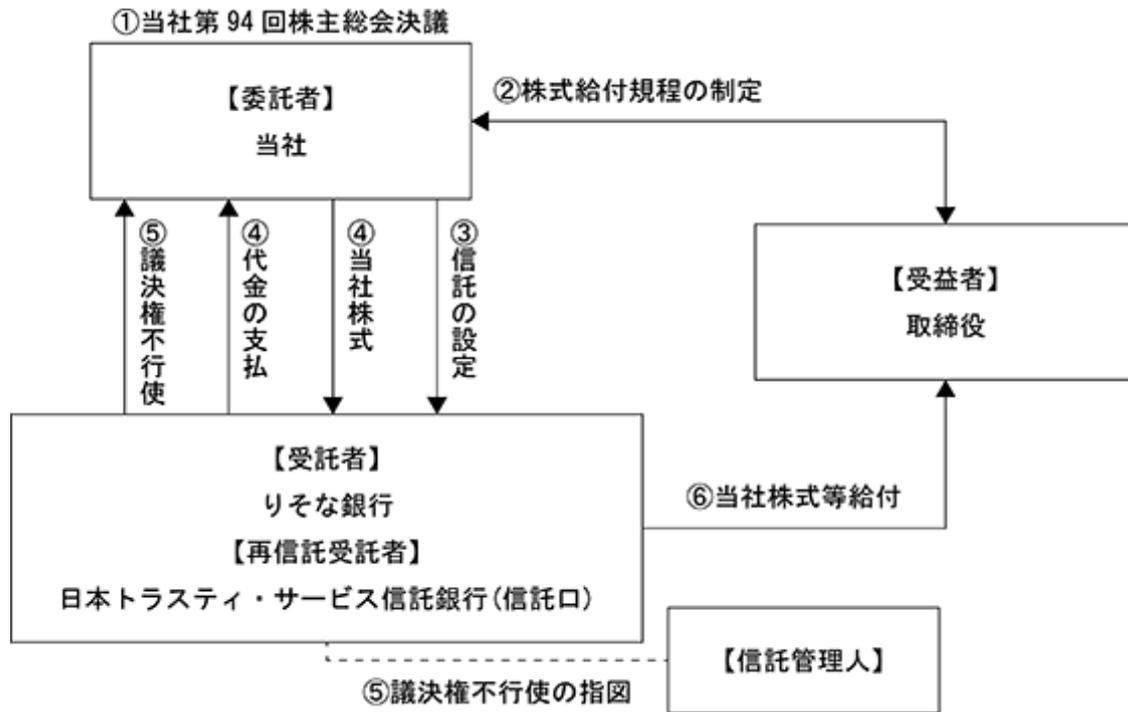
1. 本信託の概要

- (1) 名称 : 役員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))
- (4) 受益者 : 当社取締役のうち、受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- (6) 本信託の締結日 : 平成 29 年 8 月 21 日 (予定)
- (7) 金銭を信託する日 : 平成 29 年 8 月 21 日 (予定)
- (8) 信託の期間 : 平成 29 年 8 月 21 日 (予定) から本信託が終了するまで

2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として : 149,264,570 円
信託する金額
- (3) 株式の取得方法 : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- (4) 株式の取得日 : 平成 29 年 8 月 21 日

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は、本制度の導入に関して平成 29 年 6 月 27 日開催の当社第 94 回株主総会において、取締役の役員報酬枠の承認決議を得ております。
- ② 当社は、本信託の導入に関して取締役会において取締役株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）を制定しております。
- ③ 当社は、上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本信託の対象者を受益者候補とする信託を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の株式給付規程の定めにより、本信託の対象者の役位および業績達成度、業績貢献度に応じて対象者にポイントが付与されます。原則として取締役の退任時において株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。ただし、取締役が株式給付規程の定める要件を満たさず場合には、一定割合について、当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上